

第8号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表64の項中	「 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 」	1件につき
31,000円	を	「 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 」
19,000円	に改め、同表65の項中「412,000円」を「3	

17,000円」に、「158,000円」を「118,000円」に改め、同表67の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「31,000円」を「19,000円」に、「432,000円」を「334,000円」に、「171,000円」を「130,000円」に改め、同項を同表68の項とし、同表66の項中「（平成27年法律第53号）第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、「67の項第1号イ」を「68の項第1号イ」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「31,000円」を「19,000円」に、「432,000円」を「334,000円」に、「171,000円」を「130,000円」に改め、同項を同表67の項とし、同項の前に次の1項を加える。

66	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定		
----	---	--	--

	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>    (ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び69の項において同じ。）が300平方メートル未満のもの</p> <p>    (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（前号アに掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>11,000円</p> <p>19,000円</p> <p>アの手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額</p>
--	---	--	--

	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円
	イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの		
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	102,000円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	130,000円
	(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合（第1号イに掲げる場合を除く。）	1件につき	前号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額

別表に次のように加える。

69	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査		
	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3号に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合		
	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	5,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	9,500円
(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	133,500円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	167,000円
(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	51,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	65,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に伴う申請手数料等の規定について整備するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。